

はじめの一步案 ver. 2 (第 15 回策定委員会意見反映後)

前文

特に条例制定の理念などを強調・表明する必要がある場合に定めるものであり、これまでのキーワードをもとに今後検討します。
(自然との共生・次世代につなぐ・助け合い・まちの活気など)

目的・定義

条例制定の目的と文言の定義を明らかにし、条例全体の解釈及び運用の指針となるもので、条例全体を定める段階で検討します。

古賀市の自治(まちづくり)をより良く進めるための基本的な考え方

- 情報共有…まちのことを知る、古賀学
- 参加 …自由に色々企画できる雰囲気
- 共働 …共働の意義、多様なつながり、対等性、信頼感

古賀市に関する主体の役割・位置付けなど

市民等、議会、行政の役割等 →今後、仕組み・ルールとともに検討

古賀市の自治(まちづくり)をより良く進めるための仕組み・ルール

- 情報共有 …情報の収集・発信
- 参加と共働…対話と交流の場づくり(市民参加、定期的対話集会、組愛)
…コミュニティの推進
(自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、企業)
……(住民投票 ※意見にはないが要否について検討)
- 市政 …市民のための市政運営
- 議会 …市民のための議会運営(議会基本条例)
- 活かされる条例にするために…条例の検証、見直し
- その他

まちづくりのキーワード

- 1.まちのことを知る、「古賀学」
- 2.多様な人のつながり、交流、「組愛」
- 3.安全と安心、助け合い・思いやり
- 4.まちの活気、産業
- 5.まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気
- 6.住んで良かったといえるまち、住みたいまち
- 7.次世代にバトンタッチできるまち

「はじめの一步案ver.2」(第15回策定委員会意見反映後)

- ※1〔〕はキーワード・意見の引用元とページ数を示す。〔キ〕:まちづくりキーワード、〔サ〕:古賀みらいサマーミーティング報告書(第8回策定委員会 資料3)、〔は〕:はじめの一步案ver.0(第5回策定委員会 資料5)
 例)〔はP2〕:はじめの一步案ver.0 2ページ
 ※2「②市民(団体)」には、自治会や校区コミュニティ等の地縁団体(地域コミュニティ)と市民活動団体等の志縁団体を含む
 ※3 赤字(太字)は第15回策定委員会の意見及び新たに「はじめの一步案ver.2」に盛り込んだ内容

前文

大項目	キーワード・意見(第8回策定委員会まで) (※1〔〕内の見方参照)	素案への反映	第9回~第15回策定委員会で 出された案・意見	素案への反映	「はじめの一步案ver.2」へ の反映の考え方	「はじめの一步案ver.2」に盛り込む内容	
						何をする	素案への反映
	○まちのことを知る、「古賀学」〔キ〕	基本原則、情報共有の推進	・福祉会の人・人生の先輩が、人生の先輩の知恵を子ども達に伝える	理念			
	○多様な人のつながり、交流、「組愛」〔キ〕	基本原則	・キラリとあたたかいしくみをつくろう	理念			
	○安全と安心、助け合い・思いやり〔キ〕	理念、基本原則、コミュニティ活動の推進	・夢をふくらませるような文言にしよう				
	○まちの活気、産業〔キ〕	コミュニティ活動の推進					
	○まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気〔キ〕	市民参加の推進、共働の推進					
	○住んで良かったといえるまち、住みたいまち〔キ〕	目的					
	○次世代にバトンタッチできるまち〔キ〕	理念					

「解説」前文(今後の方針・考え方等)

特に条例制定の理念などを強調・表明する必要がある場合に定めるものであり、これまでのキーワードをもとに今後検討します。

(自然との共生・次世代につなぐ・助け合い・まちの活気など)

【参考】松下啓一氏著「自治基本条例のつくり方」より引用

前文は条例制定の由来や背景、自治(まちづくり)の方向性や基本原理、制定者の決意などを述べたもの。

前文には、裁判規範性がないというのが通説的な考え方であるが、それにもかかわらず前文が置かれるのは、条例制定の由来・目的を

明らかにして、条例が目指している理想をわかりやすく宣言できること、自由な表現ができる点が、市民が決意表明する場所として

ふさわしいことなどが理由である。自治基本条例では前文は完全に標準装備となっている。

前文の基本パターン

ア. まちの歴史、文化、環境や自治の取組み

イ. それを発展させた新たな自治のかたちやまちのあるべき姿

ウ. その実現には市民の主体性や参加とともに自治の関係者の協働(共働)が重要であること

エ. 自治基本条例を制定する意義や決意

目的・定義

大項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	素案への反映	第9回～第15回策定委員会で 出された案・意見	素案への反映	「はじめの一步案ver.2」への 反映の考え方	「はじめの一步案ver.2」に盛り込む内容	
						何を する	素案への 反映
目的	○(再掲)住んで良かったといえるまち、住みたいまち〔キ〕	目的	・市と市民をどう近づけるのか。まちづくりに関心を持つ市民を増やす	目的			
定義							

〔解説〕目的・定義（今後の方針・考え方等）
 条例制定の目的と文言の定義を明らかにし、条例全体の解釈及び運用の指針となるもので、条例全体を定める段階で検討します。

古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための基本的な考え方

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	素案への反映	第9回～第15回策定委員会で 出された案・意見	素案への反映	「はじめの一步案ver.2」への 反映の考え方	「はじめの一步案ver.2」に盛り込む内容	
							何を する	素案への 反映
自治の 基本的な 考え方	情報共有	○(再掲)まちのことを知る「古賀学」〔キ〕	基本原則、情報共有の推進	・お互いの活動を知ることによって市役所と市民の信頼関係をつくるのが大切	情報共有の推進、市民参加の推進、共働の推進		・情報を相互に提供・共有し、活用するよう努める（信頼関係の構築）	情報共有の推進
	参加	○(再掲)まちづくり、自由に色々企画できる雰囲気〔キ〕	市民参加の推進、共働の推進	・市民参加は市民の権利(参加したい市民が参加しやすい環境づくりが必要) ・市民参加は自発性が大事(参加する自由、参加しない自由) ・市民参加は市民が行政に意見を伝えられる仕組み	市民の役割、市民参加の推進	市民参加とは、市が実施するまちづくりにおける事業の企画や実施、評価などについて市民が（自主的に）意見や提案を行うなど直接関与することとする 〔市民参加の権利について〕 ・ここでの市民参加の権利とは基本的な考え方を示した理念的な権利である。その内容を明記した条例等がないと権利の具体的な効力は発生しない。		
	共働	○(再掲)多様な人のつながり・交流、「組愛」〔キ〕 ○(再掲)安全と安心、助け合い・思いやり〔キ〕	基本原則 基本原則	・自由にスピーディに動ける～市民の力（行政にはない） ・共働の前提：対等な関係 ・対等な関係には十分なインフォームドコンセント（正しい情報を得た上での合意）が必要 ・合意したら責任を果たす ・共働は自発的なもの ・おしつけない・やらない自由	市民参加の推進、共働の推進 市民参加の推進、共働の推進 共働の推進			

〔解説〕古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための基本的な考え方（今後の方針・考え方等）
 古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための基本的な考え方を示すもので、条例全体を定める段階で検討します。

古賀市に係る主体の役割・位置付け、古賀市の自治（まちづくり）をより良く進めるための仕組み・ルール

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	素案への反映	第9回～第15回策定委員会で 出された案・意見	素案への反映	「はじめの一步案ver.2」への 反映の考え方	「はじめの一步案ver.2」に盛り込む内容		
							誰が	何を	素案への反映
情報共有	情報の収集・発信	○(再掲)まちのを知る「古賀学」〔キ〕	基本原則、情報共有の推進	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な情報発信・収集する手法・ツールの有効性・必要性（宣伝力） ○ヘルスステーション設置事業の周知 ○市民活動団体の事業を知ってもらう ○企業が行うまちづくり活動（食の祭典、農産物移動販売）の周知（工業団地を知ってもらうために、食の祭典の会場をあえて団地内に設定している） 	<ul style="list-style-type: none"> 市の活動を市民は知らない。活用できていない、知る機会が少ない、興味がないことが原因 	<ul style="list-style-type: none"> どの主体にも共通する考え方 			
		<ul style="list-style-type: none"> 課題や解決策が共有されていない〔サP8〕 古賀のよい点を発掘し、共有する〔サP5〕 							
	(個人情報保護)			<ul style="list-style-type: none"> 法律や条例が既に制定されている（個人情報保護法、古賀市個人情報保護条例など） 					
		<ul style="list-style-type: none"> 古賀で会社勤めだが、古賀のことをわかる機会がない〔はP1〕 情報を得る方法が少ない。仕事が忙しく回覧板を見ていない〔はP1〕 古賀をよく知らない。良いところをもっと知ってPRしていきたい〔サP21〕 		<ul style="list-style-type: none"> 市民（個人）が、情報の収集・発信に関して能動的に動く 無関心はやめよう 市民が、議会傍聴や議会だよりを見る インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし） 市民参加の機会を逃すのは勿体ない。情報をキャッチしよう 		<ul style="list-style-type: none"> 市民（個人）の自治・まちづくりに関する情報への関わり方 	①市民（個人）	<ul style="list-style-type: none"> 積極的にまちづくりに関する情報を収集・発信する 	
		<ul style="list-style-type: none"> (再掲)古賀で会社勤めだが、古賀のことをわかる機会がない〔はP1〕 (再掲)情報を得る方法が少ない。仕事が忙しく回覧板を見ていない〔はP1〕 (再掲)古賀をよく知らない。良いところをもっと知ってPRしていきたい〔サP21〕 防災、高齢化、独居が増えて情報共有が難しい。人命と個人情報保護〔サP16〕 		<ul style="list-style-type: none"> 市民（団体）が、情報発信する 市民が、議会傍聴や議会だよりを見る 市民（団体）は、情報を発信する 行政と自治会が地域活動・行事を発信する 近所の情報を得られない人に情報を伝える（「誰が」の記載なし） 市民（団体）が情報発信する場をつくる（「誰が」の記載なし） (再掲)インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし） 興味がない人でも興味を持つような企画・情報伝達方法（無関心層への働きかけ） 活動内容や会計情報などの公開・共有 成功事例の共有 (自治会の加入促進)自治会活動の内容を積極的に知らせる（情報開示） 		<ul style="list-style-type: none"> 市民（団体）の自治・まちづくりに関する情報への関わり方 市民（団体）が情報共有を推進するための場や機会の充実を行うもの 	②市民（団体）※2	<ul style="list-style-type: none"> 積極的にまちづくりに関する情報を発信する（地域活動、行事など） 市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやすい環境づくりを行う 	情報共有の推進
		○(再掲)まちの活気、産業〔キ〕	コミュニティ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業が、情報発信する 企業が情報発信する場をつくる (再掲)インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし） 		<ul style="list-style-type: none"> 企業の情報への関わり方 企業の役割・位置付け 	③企業	<ul style="list-style-type: none"> 積極的にまちづくりに関する情報を発信する（社会貢献活動、行事など） 	
		<ul style="list-style-type: none"> (再掲)情報を得る方法が少ない。仕事が忙しく回覧板を見ていない〔はP1〕 (再掲)古賀をよく知らない。良いところをもっと知ってPRしていきたい〔サP21〕 古賀市の行政運営の動きがわからない〔サP23〕 		<ul style="list-style-type: none"> 行政が、市民からの情報をキャッチする 行政が、市民にわかりやすいように情報発信する 行政と自治会が地域活動・行事を発信する 行政は、市民が情報発信しやすいようにしていく 行政が、情報発信する場をつくる (再掲)企業が情報発信する場をつくる（「誰が」の記載なし） (再掲)インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし） 行政が市民参加の情報を発信する（必要な情報を発信、「伝わる」発信の仕方、「効果的な」発信の仕方） 情報共有のために、市民にどのような制度があるのかを知らせる 市長も職員も古賀の良さをもっとPR まちの活気や産業活性化のため、市長自らが積極的に行動する（トップセールス） 市は意見、情報を集約し、市政運営に反映する 	意見等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 市の自治・まちづくりに関する情報への関わり方 市が情報共有を推進するための場や機会の充実を行うもの 	④市	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの情報を収集する 市民に分かりやすく情報を発信する 市民がまちづくりに関する情報を収集・発信しやすい環境づくりを行う 	情報共有の推進
		(意見なし)		<ul style="list-style-type: none"> 議員が、お金（税金）の動きを透明にする。 (再掲)インターネットを見る、載せる（「誰が」の記載なし） 		<ul style="list-style-type: none"> 議会の自治・まちづくりに関する情報への関わり方 	⑤議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民に分かりやすく情報を発信する 	議会の役割、情報共有の推進

〔解説〕情報の収集・発信（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）

市民・企業等の各主体がまちづくりに関心を持ち、それぞれの取組等まちづくりに関する情報を積極的に収集・発信することが重要である。（古賀学）
また、そのために、各主体が行っている取組等の情報を、各主体が収集・発信しやすいように、市等が環境づくりを行うことが必要である。

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	素案への反映	第9回～第15回策定委員会で 出された案・意見		素案への反映	「はじめの一步案ver.2」への 反映の考え方	「はじめの一步案ver.2」に盛り込む内容			
				素案への反映	素案への反映			誰が	何をする	素案への反映	
参加と 共働	対話と交流の 場づくり（市 民参加、定期 対話集会、組 愛）	○（再掲）多様な人のつながり・交流、「組 愛」〔キ〕	基本原則	・多様な世代：高齢者、現役世代、親、若者、子ども など			・どの主体にも共通する考え方	市民	・自発的意思に基づき市民参加することができる	市民参加の推 進	
		○（再掲）まちづくり、自由に色々企画できる 雰囲気〔キ〕	市民参加の推 進、共働の推 進	・多様な立場：退職者、居住地、考え方の違う（同じ） 人、市職員 など							
		・人と人とのつながりから新しいことが生ま れる〔サP5〕		・（再掲）市民参加は市民の権利（参加したい市民が参加 しやすい環境づくりが必要）	市民の役割、 市民参加の推 進						
				・（再掲）市民参加は自発性が大事 （参加する自由、参加しない自由）							
				・（再掲）市民参加は市民が行政に意見を伝えられる 仕組み							
				・市民参加を通じて人のつながりができる	市民の役割						
				・（再掲）市と市民をどう近づけるのか。まちづくりに 関心を持つ市民を増やす	目的						
				・楽しさ、満足感が向上するには自発性が必要	市民の役割						
		○（再掲）安全と安心、助け合い・思いやり 〔キ〕	理念、基本原 則、コミュニ ティ活動の推 進	・隣近所（市民）は、交流と対話・市民参加を個人 （市民）に働きかける			・日頃からの地域の交流・対 話があつてこそ災害など緊 急事態の対応、地域での助 け合いに結びつくもの（災 害への対応を条例に盛り込 むかについては要検討）	①市民（個人）	・同じ地域に暮らす人や、同じ思いを共有す る人など、多様な世代や立場の人々と対 話・交流する	共働の推 進	
・市民の意見だけでなく、市職員、市議の意 見も聞きたいし、それらもすりあわせて条 例づくりをしていくのが良い〔サP17〕		・同じ目的（趣味等）を持った人（市民）が、交流・対 話する（つながりひろばの利用など）									
・（再掲）防災、高齢化、独居が増えて情報共 有が難しい。人命と個人情報保護〔サP16〕		・校区を越えた市民が、街コンをする									
・まちづくりに関わるのにハードルが高い。 知らない、きっかけがない〔サP12〕		・市民と市職員が、意見交換会、討論会をひらく									
・企画を言える場がない〔サP16〕		・近所の人や、災害情報を伝える、助ける、災害弱者 の命を守る									
・まちづくりに住民の意見を取り入れて欲し い〔サP20〕		・若いうちから市民参加の意識を育てよう	市民の役割								
		・意見の出しやすい雰囲気をつくる（委員同士もいい 関係をつくる、批判しない など）									
		・意見を言う側の責任・ルール（人権の尊重、平等）	市民の役割								
		・ニーズを組み立てて伝える力									
		○（再掲）次世代にバトンタッチできるまち 〔キ〕	理念	・地域の人や、高齢者と子どものふれあう場をつく る			・多様な世代や立場の人々の 対話・交流を推進するため の場づくりを行うもの	②市民（団体） ※2	・多様な世代や立場の人々の対話・交流の場 づくりを行う	共働の推 進	
・地域の人たちや世代の違う人たちとのコ ミュニケーションがとれるまちづくり 〔サP13〕		・（再掲）福祉社会の人・人生の先輩が、人生の先輩の 知恵を子ども達に伝える	理念								
・先輩の知恵をどう受け継ぐか、どう 伝えるか →色んな世代から、色んなもの を受けとることのできる場はあるのか 〔はP2〕		・若者と高齢者がお互いに得意なことを教え合 う									
・まちづくりの担い手が固定化してい ると感じる。現在の充実した担い手から次 の世代へと、どうバトンを渡していくか、 今から考えないと〔サP10〕	理念、コミュニ ティ活動の推 進	・若者が集える仕組み、若者の活躍の場・機会									
		・自治会（行政区）が、公民館を開放し、活 用していく	コミュニティ 活動の推 進								
		・行政・自治会が、世代の違う人々の集う場を つくる									
		・多様な（世代・立場の）人々の出会い、交流 を促すもの・こと									
		・市と校区コミュニティの対話と交流をより 充実させる									
		・思いをもっている人をつなげる。顔の見える 関係づくり									
		・同じ目的を持った団体が、交流・対話する （つながりひろばの利用など）									
		（意見なし）		（意見なし）							
								③企業		—	

	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)まちづくりに関わるのにハードルが高い。知らない、きっかけがない [サP12] ・(再掲)企画を言える場がない [サP16] ・(再掲)まちづくりに住民の意見を取り入れて欲しい [サP20] 	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)市民と市職員が、意見交換会、討論会をひらく ・(再掲)行政・自治会が、世代の違う人々の集う場をつくる ・(再掲)若者が集える仕組み、若者の活躍の場・機会 ・(再掲)多様な(世代・立場の)人々の出会い、交流を促すもの・こと ・(再掲)市と校区コミュニティの対話と交流をより充実させる ・(再掲)思いをもっている人をつなげる。顔の見える関係づくり ・市民参加の機会の充実(審議会委員等の公募)など ・市民の意見を目に見える形で反映させる ・より市民にわかりやすい市民参加のルールづくり ・(再掲)若いうちから市民参加の意識を育てよう ・(再掲)意見の出やすい雰囲気をつくる(委員同士もいい関係をつくる、批判しない など) ・ワークショップなど少人数で話せるしくみ 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ活動の推進 附属機関等 市民の役割 附属機関等 市民参加の推進、共働の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代や立場の人々が自治・まちづくりに参加できる場・機会としての意見交換会、討論会 	④市	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代や立場の人々が対話・交流できるように意見交換会、討論会等を開く ・市民の参加する機会の充実に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加の推進 市民参加の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)まちづくりに関わるのにハードルが高い。知らない、きっかけがない [サP12] ・(再掲)企画を言える場がない [サP16] ・(再掲)まちづくりに住民の意見を取り入れて欲しい [サP20] 	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会、議員が、対話集会を定期的開催する (誰でも参加しやすい環境づくり) 		<ul style="list-style-type: none"> ・議会がつくる市民の自治・まちづくりへの参加の場・機会としての対話集会 	⑤議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と自由に意見交換する報告会や集会等を開催する 	<ul style="list-style-type: none"> 議会の役割

〔解説〕対話と交流の場づくり(サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ)

各主体が互いに連携・協力し合える関係を築いていくためには、情報共有の仕組みづくりに加え、対話と交流を推進する場づくりが必要である。

市政運営(市が実施するまちづくり)においても、市民と対話・交流を進めて行く必要があり、市民参加が古賀市の魅力あるまちづくりに寄与することを各主体が認識し、市は柔軟に市民の声を受け止めることができるよう市民参加の手法を工夫する必要がある。また市民は、人とのつながりづくりなど市民参加の意義を認識し、市民参加に関心を持ち、知ることに努めるとともに市民参加にあたっては自らの発言と行動にはその状況に応じた責任を持つ必要がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・校区コミュニティの今後の進め方を明確に〔サP8〕 		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1041 92 1101 394"></td> <td data-bbox="1101 92 1611 394"> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進むと、活動が立ちゆかない自治会が出てくる可能性がある ・市から自治会への依頼事項が多い ・補助金申請など市へ提出するための書類の事務作業が多い（事務の簡素化が必要） （市民の貴重な税金を財源としていることから透明性の確保及び説明責任があることを考慮したうえで、効率的な補助金交付のあり方を検討する必要） ・自治会内で役割分担をする（役員だけでなく、みんなで負担を分かち合う） ・自治会は、行政とのパイプ役を担う </td> <td data-bbox="1041 92 1101 394">コミュニティ活動の推進</td> <td data-bbox="1041 92 1101 394">理念</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 394 1101 877">校区コミュニティ</td> <td data-bbox="1101 394 1611 877"> <ul style="list-style-type: none"> ・校区コミュニティと行政が、子ども会・育成会の加入（促進）、健全な子育て ・校区コミュニティのメリット <ul style="list-style-type: none"> ○区長（自治会長）同士の連携 ○学校行事との連動 ○より広い範囲で活動できる（スケールメリット） ○だれでも参加しやすい ・高齢化等により将来、活動が困難になった自治会が出てきても、校区全体で支えることができる ・「地域の人を地域で守ろう」という意識が強くなってきた校区もある ・拠点づくり…地域住民がいつでも相談できる事務局体制、いつでも使える拠点の整備 ・校区コミュニティが有効に機能するためには体制づくりが必要 ・校区内で福祉会や民生委員などとのネットワークを強化する </td> <td data-bbox="1041 394 1101 877">コミュニティ活動の推進</td> <td data-bbox="1041 394 1101 877"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1041 877 1101 1079">市民活動団体等</td> <td data-bbox="1101 877 1611 1079"> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体は、社会的課題の解決に向け、自主的に取り組み、その情報を発信する ・市民活動団体の定義：反社会的団体の除外規定が必要 ・地域で、市民活動団体と連携・協力することで、自治会だけでは解決が困難な課題に取り組める（地域にぬくもりを届ける存在） </td> <td data-bbox="1041 877 1101 1079"></td> <td data-bbox="1041 877 1101 1079"></td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進むと、活動が立ちゆかない自治会が出てくる可能性がある ・市から自治会への依頼事項が多い ・補助金申請など市へ提出するための書類の事務作業が多い（事務の簡素化が必要） （市民の貴重な税金を財源としていることから透明性の確保及び説明責任があることを考慮したうえで、効率的な補助金交付のあり方を検討する必要） ・自治会内で役割分担をする（役員だけでなく、みんなで負担を分かち合う） ・自治会は、行政とのパイプ役を担う 	コミュニティ活動の推進	理念	校区コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・校区コミュニティと行政が、子ども会・育成会の加入（促進）、健全な子育て ・校区コミュニティのメリット <ul style="list-style-type: none"> ○区長（自治会長）同士の連携 ○学校行事との連動 ○より広い範囲で活動できる（スケールメリット） ○だれでも参加しやすい ・高齢化等により将来、活動が困難になった自治会が出てきても、校区全体で支えることができる ・「地域の人を地域で守ろう」という意識が強くなってきた校区もある ・拠点づくり…地域住民がいつでも相談できる事務局体制、いつでも使える拠点の整備 ・校区コミュニティが有効に機能するためには体制づくりが必要 ・校区内で福祉会や民生委員などとのネットワークを強化する 	コミュニティ活動の推進		市民活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体は、社会的課題の解決に向け、自主的に取り組み、その情報を発信する ・市民活動団体の定義：反社会的団体の除外規定が必要 ・地域で、市民活動団体と連携・協力することで、自治会だけでは解決が困難な課題に取り組める（地域にぬくもりを届ける存在） 				校区コミュニティ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進むと、活動が立ちゆかない自治会が出てくる可能性がある ・市から自治会への依頼事項が多い ・補助金申請など市へ提出するための書類の事務作業が多い（事務の簡素化が必要） （市民の貴重な税金を財源としていることから透明性の確保及び説明責任があることを考慮したうえで、効率的な補助金交付のあり方を検討する必要） ・自治会内で役割分担をする（役員だけでなく、みんなで負担を分かち合う） ・自治会は、行政とのパイプ役を担う 	コミュニティ活動の推進	理念															
校区コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・校区コミュニティと行政が、子ども会・育成会の加入（促進）、健全な子育て ・校区コミュニティのメリット <ul style="list-style-type: none"> ○区長（自治会長）同士の連携 ○学校行事との連動 ○より広い範囲で活動できる（スケールメリット） ○だれでも参加しやすい ・高齢化等により将来、活動が困難になった自治会が出てきても、校区全体で支えることができる ・「地域の人を地域で守ろう」という意識が強くなってきた校区もある ・拠点づくり…地域住民がいつでも相談できる事務局体制、いつでも使える拠点の整備 ・校区コミュニティが有効に機能するためには体制づくりが必要 ・校区内で福祉会や民生委員などとのネットワークを強化する 	コミュニティ活動の推進																
市民活動団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体は、社会的課題の解決に向け、自主的に取り組み、その情報を発信する ・市民活動団体の定義：反社会的団体の除外規定が必要 ・地域で、市民活動団体と連携・協力することで、自治会だけでは解決が困難な課題に取り組める（地域にぬくもりを届ける存在） 																	
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政・校区・自治会がそれぞれやるべきことを考えるのが基本なのは〔サP23〕 ・「内なる分権」～行政から地域にやれることを分割し、地域がやれることを拡大し、活性化する〔サP18〕 	理念																
	(意見なし)		<ul style="list-style-type: none"> ・企業のまちづくりへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ○区費を負担したり、地域の防災活動に参加したりしている企業もある ○地域のイベント時の駐車場の提供 ○桜並木の整備 ・事業者は、社会貢献の視点に立ち、一市民としての課題解決に協力する 	コミュニティ活動の推進	③企業	-												
	<ul style="list-style-type: none"> ・共働が少ない。市民の意欲を活かすシステムがない・知られていない〔サP6〕 ・地域活動に対する市の助成強化、各種団体の交流の場が不足〔サP11〕 ・ボランティア活動の支援が必要〔サP11〕 		<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)コミュニティが開かれた場であることを知ってもらう（「誰が」の記載なし） ・行政は、コミュニティ活動に必要な話題と場所の提供をする ・(再掲)校区コミュニティと行政が、子ども会・育成会への加入（促進）、健全な子育て ・校区コミュニティの充実にむけた市の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○話し合いの場づくり ○情報提供 ・(再掲)拠点づくり…地域住民がいつでも相談できる事務局体制、いつでも使える拠点の整備 ・(再掲)校区コミュニティが有効に機能するためには体制づくりが必要 ・市は、共働のまちづくりの推進のため、市民活動団体の主体性を尊重し、支援を行う ・市は、共働のまちづくりの推進のため、事業者の主体性を尊重し、相互連携を図る 	コミュニティ活動の推進	④市	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの推進のための支援を行う ・自治会活動に対する支援を行う ・校区コミュニティの充実にむけた支援を行う ・共働のまちづくりの推進のため、市民活動団体の主体性を尊重し、支援を行う ・共働のまちづくりの推進のため、事業者の主体性を尊重し、相互連携を図る 												
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)行政・校区・自治会がそれぞれやるべきことを考えるのが基本なのは〔サP23〕 ・市民と市職員の分業（住分け）が不明確〔サP17〕 ・(再掲)校区コミュニティの今後の進め方を明確に〔サP8〕 																	

	・(再掲)「内なる分権」～行政から地域にやれることを分割し、地域がやれることを拡大し、活性化する〔サP18〕 (意見なし)	理念				
(住民投票)	※意見にはないが要否について検討		(意見なし)			⑤議会

〔解説〕コミュニティの推進（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）
 地域での生活は、人と人のつながりや助け合いにより営まれており、このつながりや助け合いが地域の防犯や地域住民の健康寿命の延伸にも寄与している。また、地域では、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、NPO等により様々な活動が活発に行われている。
 住み良い地域であるためには、市民一人ひとりが様々な経験・知識を活かし、自治会をはじめとする地域の活動に積極的に関わっていくことが重要である。
 また、市民（団体）は、自らの活動を展開していくなかで、新たな人材の発掘や参加しやすい開かれた体制づくりを行うことが重要である。
 自治会、校区コミュニティ等の地域コミュニティはその地域の課題に対応するため、多様な世代、立場の人のニーズを知り、連携、協力し、より良い地域社会づくりを行うことが重要である。
 また、地域コミュニティの中には、ヘルスステーション設置事業など特定のテーマごとの活動があり、それらの活動を通じ、世代間交流、地域コミュニティと市民活動団体などの志縁団体との連携を図ることが期待される。
 今後更に地域コミュニティによるまちづくりを活性化させるためには、校区コミュニティと自治会の役割分担を検討する必要がある。
 校区コミュニティは、自治会同士の連携や小学校との連携において効果的に機能しているが、更なる活性化のため、事務局機能の充実など体制づくりが必要となっている。
 自治会は、その地域の代表組織として、夏祭り、敬老会などの親睦事業、行政文書配布などの市からの依頼業務など様々な活動を行っているが、その一方で少子高齢化の進行や共働き世帯の増加等により、少数の住民に役割が偏っていることもある。自治会役員の負担軽減のため、市からの依頼業務の軽減等を検討する必要がある。
 企業は、市、地域コミュニティ等と連携した取組みを行っており、古賀市の魅力あるまちづくりの推進に寄与している。
 市は、地域コミュニティ、市民活動団体等地域活動者がまちづくりの基礎を担う者であることを認識し、地域活動を活性化するよう支援を行うことが必要である。

〔解説〕住民投票（サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ）
 住民投票については、サマーミーティング・策定委員会等で意見がなかったものの、第5回策定委員会において、相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科の松下啓一教授より、議論してもらいたいこととして挙げられていたことから、住民投票を自治基本条例に盛り込む必要があるのか等について今後議論する。

大項目	小項目	キーワード・意見（第8回策定委員会まで） （※1〔 〕内の見方参照）	素案への反映	第9回～第15回策定委員会で 出された案・意見	素案の反映	「はじめの一步案ver.2」への 反映の考え方	「はじめの一步案ver.2」に盛り込む内容			
							誰が	何を	素案の反映	
市政	市民のための 市政運営	(意見なし)		・(再掲)若いうちから市民参加の意識を育てよう ・(再掲)意見の出しやすい雰囲気をつくる(委員同士も いい関係をつくる、批判しない など) ・(再掲)意見を言う側の責任・ルール(人権の尊重、 平等) ・(再掲)ニーズを組み立てて伝える力 ・税金を払っているからといって、何でも市役所にさせ て良いわけではない。いわゆる「小さな政府」とし て、市民ができることは市民でやるのかなどについて 市民自らが考える必要がある	市民の役割 附属機関等		①市民(個人)	—		
		(意見なし)		(意見なし)			②市民(団体) ※2	—		
		(意見なし)		(意見なし)			③企業	—		
		○(再掲)まちづくり、自由に色々企画できる 雰囲気〔キ〕	市民参加の推 進、共働の推 進	・行政は、市民から発信された情報を市政運営に反映 させる			・市民の意見・要望等の受け 止め方・取扱い方	④市	・市政運営に反映させるため、市民の意見等 を広く聴く機会の充実を図る	意見等の取扱 い
		・(再掲)まちづくりに関わるのにハードルが 高い。知らない、きっかけがない〔サP12〕		・行政は、市民のクレーム・要望を全て公開し、どのよ うに対応したかを公開する					・市民の意見、要望、提案等へ適正、公正に 対応する	
		・(再掲)企画を言える場がない〔サP16〕		・行政に対する不信感の払拭					・(再掲)市民の参加する機会の充実に努め る	市民参加の推 進
		・(再掲)まちづくりに住民の意見を取り入れ て欲しい〔サP20〕		・(再掲)市民参加の機会の充実(審議会委員等の 公募など)	附属機関等					
		・要望に対して行政の対応が遅い〔サP18〕		・(再掲)市民の意見を目に見える形で反映させる						
		・(再掲)古賀市の行政運営の動きがわからな い〔サP23〕		・市民のニーズを適切にひろい上げる						
		○(再掲)安全と安心、助け合い・思いやり 〔キ〕	理念、基本原 則、コミュニ ティ活動の推進							
・(再掲)市民と市職員の分業(住分け)が 不明確〔サP17〕										
行政計画(総合 計画をはじめと する行政に関す る重要な計画)			・計画の策定時に市民参加の機会を確保する ・計画見直し等の場合も市民の意見を聞く機会を設け る(PDCA) ・計画の進捗状況、成果が見えない					・行政計画の策定に当たっては市民参加 の機会の充実に努める ・行政計画の適切な進行管理を行う。 (透明性を確保し、社会情勢に応じた見直 しを行う)	行政計画	
(市の組織、 職員)			・市民からは、市は部署ごとのまとまりしかないよう に見える ・縦割り行政(たらい回し)をなくすこと				(市の組織)	・(市の組織は)相互に連携を図る	行政の役割	
		(意見なし)	(意見なし)				⑤議会			
議会	市民のための 議会運営(議 会基本条例)	(意見なし)	(意見なし)				①市民(個人)	—		
		(意見なし)	(意見なし)				②市民(団体) ※2	—		
		(意見なし)	(意見なし)				③企業	—		
		(意見なし)	(意見なし)				④市	—		
		・(再掲)市民の意見だけでなく、市職員、 市議の意見も聞きたいし、それらもすり 合わせて条例づくりをしていくのが良い 〔サP17〕		・議会は、市民の意見を政策に反映する ・市議会、議員が、対話集会を定期的に開催する ・議員(議会)が、議会報告会を開く ・ 議会基本条例の内容を知ってもらうため、自治基本 条例に議会基本条例の重要な内容を規定する		・市民との関係における議会 のあり方(議会基本条例)	⑤議会	・市民の多様な意見を把握して市政に反映 する ・(再掲)市民と自由に意見交換する報告会や 集会等を開催する	議会の役割 する	
		・市民、議会で意見を出し合い、人が増えて よくなるまちづくりを〔サP26〕								
活かされる 条例にする ために	条例の検証、 見直し	※意見にはないが要否について検討								
その他			・楽しいはモチベーション! ・キラリとあたたかいしくみをつくりたい ・「多様な主体の共働」の対象は何なのか。まちづくり が市政の文脈で語られる時は、住民が選挙で選ぶ議会 が主体になると考える ・自治基本条例を作ることによって市民の意識が変わ るのが目標 ・自治基本条例ができることによって、市民や行政の 意識が変わるきっかけにしたい		・現在のところ、前文や原 則、仕組み・ルールに盛り 込めないが、今後検討する 項目を整理するため「その 他」を設定					

〔解説〕 市政運営(サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ)

市では、これまで、附属機関の委員の公募やパブリックコメント等、様々な市民参加の取組を行っているが、今後も、あらゆる機会を利用して、市民意見を市政に反映する機会を充実させることが必要である。
市政を運営する上で、市民から市に対して寄せられる様々な意見、要望、提案等へ適切に対応することは、市民との信頼関係を構築するうえで重要となる。

〔解説〕 議会運営(サマーミーティング・策定委員会等での意見のまとめ)

市議会は、報告会等を通じ市民の意思を的確に把握し、議会の活動及び政策の立案に反映させていくことが重要である。
※参考：市民から選挙で選ばれた市長と同様に、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市議会は、市民の代表機関としての役割を担っている。古賀市議会では、平成25年度に議会基本条例を制定し、議会及び議員活動の活性化と充実に必要な基本的事項を定めている。